

## 平成 30 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

令 和 元 年 1 2 月  
岩手県環境生活部環境保全課

### 自主測定結果の概要

平成 30 年度の自主測定結果は、表のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設全 105 施設のうち、廃止、休止等で報告を要しない 25 施設を除き、稼働中の全ての施設（大気基準適用 79 施設、水質基準適用施設 1 施設）から報告がありました。

測定の結果、全ての施設で排出基準に適合していました。

表：自主測定結果報告状況（排出ガス・排出水）

特定施設種類	施設数	報告対象 施設数	基準超過 施設数	備 考
大気基準適用施設	101	79	0	
水質基準適用施設	4	1	0	
合 計	105	80	0	廃止、休止等で報告を要しない施設は 25 施設

### [参考] ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定について

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設（廃棄物焼却炉等）の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん等に含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられております。